

新たに疑義解釈で示された加圧根管充填処置の算定方法

3月31日に下記の疑義解釈が発出され、加圧根管充填処置の算定方法が変わりました。算定方法の変更点を「2014年度改定の要点と解説」の「改定事例2(P111)」を元に赤字で示します。

(問) 加圧根管充填加算が加圧根管充填処置に見直されたが、取扱い如何。
(答) 加圧根管充填処置を実施した場合は、根管充填と当該処置を同日に算定(※1)し、併せて同日にエックス線撮影を行い、気密に根管充填が行われていることを確認すべきであるが、隣接する複数歯に対して根管充填を行い、後日にまとめてエックス線撮影を行う場合等の特別な理由がある場合は、根管充填及び当該処置の算定と異日にエックス線撮影を行い根管充填の状態を確認しても差し支えない(※2)。なお、この場合において、その旨を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載(※3)する。

改定事例2		歯管の文書提供要件の変更、加圧根管充填処置		※補管届出医療機関	
病名		4 12 C3慢性Per			
主訴		かむと痛みがある			
所見		4 12 咬合痛あり			
月日	部位	療 法 ・ 処 置	旧	新	
4月1日		初診	218	234	
	4 12	X-Ray (D) 2F (所見 略)	48×2	48×2	
	12	感根処(単根管)	144×2	144×2	
		仮封(キャビトン)	-	-	
		歯管(文書提供)(添付)	110	110	
		継続管理の希望を確認し、患者の同意を得る。	-	-	
		患者は「次回から文書提供は不要」と備考欄に記載	-	-	
4月8日		再診	42	45	
	12	EMR(#60 1 18mm、 2 16mm)	30×2	30×2	
		根貼(FG)	26×2	26×2	
	4	感根処(2根管)	294	294	
	4 12	仮封(キャビトン)	-	-	
4月15日		再診	42	45	
	4 1	根貼(FG)	26+30	26+30	
		1打診痛(+), 4 滲出液を認める。先に 2を加圧根管充填処置し、	-	-	
		1の加圧根管充填処置にあわせてエックス線撮影する(※3)	-	-	
	2	根充(CaN+G. ポイント)	68	68	
		加圧根管充填処置(CRF) (※1)	-	130	
	4 12	仮封(キャビトン)	-	-	
4月22日		再診	42	45	
	4	根貼(FG)	30	30	
	1	根充(CaN+G. ポイント)	68	68	
	12	X-Ray (D) 1F (所見 略)	38	38	
		加圧根管充填処置(CRF) (改定前は加圧根充加算) (※1)	128	130	
	12	X-Ray (D) 1F (所見 略) (※2)	38	38	
	4 1	仮封(キャビトン)	-	-	
4月28日		再診	42	45	
	4	根貼(FG)	30	30	
		依然として滲出液を認める	-	-	
		仮封(キャビトン)	-	-	

合計 1,704 1,864

2014年4月4日作成